経営戦略会議付議事項書

提出年月日: 令和2年12月25日

	提出年月日:令和2年12月25日
付議事項提出部局	総務部職員課、情報戦略局
該当する審議事項	(4) 組織機構、人事管理、財政、行政評価その他の市行 財政運営の基幹的制度に関する事項
件 文化振興課所管業務の市長部局への移管について	
・文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るため、教育委員会の所管とされている文化財保護の事務を条例により地方公共団体の長が担当できることとなった。(地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正(H31.4施行)) ・文化財等の資産の保存・活用を促進していくためには、シティプロモーションや地域自治、観光等、様々な行政分野との総合的・一体的な取り組みが必要となる。 ・このことから、本市の貴重な財産の保存・継承と本市の活性化を相乗的に推進する体制の見直しとして、市長部局への移管を行なおうとするもの。	
番 いか。 ・文化振興課の を対象として	管業務の市長部局移管について、協議することとしてよすべての業務(文化芸術、文化施設管理、文化財保護)協議を進めてよいか。 戦略局として協議を進めてよいか。
*文化に関する	提出部局での審議経過・意見等) 事務については、地方教育行政の組織及び運営に関する 、以前から条例により地方公共団体の長が担当できるこ る。
関係資料の有無((つをする)